

第 6 回 和歌山県河川整備審議会
河川整備計画部会会議録

日 時：平成 28 年 2 月 19 日(金)15 時 00 分～

場 所：和歌山県自治会館 2 階 203 会議室

○県より挨拶

○委員の紹介

○会議録署名委員の指名

○議長 それでは、本日の議事であります紀の川水系貴志川圏域河川整備計画（素案）について県より説明をお願いいたします。

○県 説明に入ります前に本日の資料の取り扱いについてご審議をお願いしたいと思っております。本日の資料の中で、資料3の紀の川水系貴志川圏域河川整備計画（素案）参考資料の中で、貴重種の位置情報を含む該当ページを抜き出しものを資料3-2としてお付けさせていただいております。こちらにつきまして運営規定の第2条第4項の規定に基づきまして、非公開とさせていただきたいと考えております。ご審議のほどお願いします。

○議長 はい、ただいま県より説明のありました資料3-2を非公開とすることについてご異議ございませんでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 ご異議がないようですので、非公開ということにいたします。それでは、引き続き説明をお願いします。

○県 それでは、前のスクリーンの方で説明をさせていただきたいと思っております。このスクリーンで映し出しているものにつきましては、先ほどのファイルの中の資料4としてお付けしておりますので、もし見づらいということがございましたら、そちらの方も参照いただければと思います。では、座って説明をさせていただきます。

本日ご説明させていただく内容でございます。まず今回の河川整備計画（素案）の前提となります紀の川水系河川整備基本方針の概要、それに引き続きまして、河川整備計画（素案）ということで整備計画の内容についてそれぞれ各章ごとご説明をさせていただきたいと思っております。また併せて貴志川流域を考える会でいただいた地域の方々からのご意見、こちらにつきましてもご説明させていただきたいと思っております。

まず、紀の川水系河川整備基本方針ということでこちらにつきましては、国の方で平成17年11月18日に策定したものでございます。内容でございます。ごく簡単に概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、流域及び河川の概要ということで、紀の川は大台ヶ原を源流とし、中央構造線に沿って紀伊半島の中央を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、貴志川等を合わせ、

さらに紀伊平野に出て、和歌山市において紀伊水道に注ぐ河川でございます。流域面積が1,750平方キロ、幹川流路延長136キロとなっております。次に災害の発生防止又は軽減に関する事項ということで、基本高水のピーク流量は基準地点の船戸地点におきまして16,000トン、このうち流域内の洪水調節施設により4,000トンを調節して河道への配分流量を12,000トンとしております。計画高水流量としては、今回ご審議いただく支川貴志川につきましては、高島の地点で3,100トンとされております。

続きまして、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項についてでございます。水資源開発施設による供給を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める、またその必要な流量につきましては、紀の川大堰地点においてかんがい期概ね5トン、非かんがい期概ね4トンとされております。続きまして、河川環境の整備と保全に関する事項ということで、汽水域の干潟を保全するだとか、貴重な湿地性植物や多様な生物の育む下流の浅瀬の保全に努める。縦断的な生息環境の保全に努める。歴史、文化との関わりが深い河川景観の保全に努める。こういったことが記載されております。この紀の川水系全体の基本方針を踏まえまして、今回、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画（素案）について、県として検討したものを説明させていただきたいと思っております。

河川整備計画の内容といたしまして、第1章で、紀の川水系貴志川圏域の流域及び河川の概要、第2章で、現状と課題、第3章で、目標に関する事項、第4章で、整備の実施に関する事項、こういった章立てで今回素案を作成しております。

まず第1章の流域及び河川の概要でございますが、貴志川につきましては、高野山西麓を水源とし紀の川に合流する、流域面積313.2平方キロの一級河川でございます。圏域内に県の管理河川が14河川、関連する市町として海南市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、高野町、それらの人口ということで約15万人ということとなっております。

地質でございますが、上・中流域の大半が三波川変成帯に属し、泥質片岩で構成されております。下流域につきましては、礫、砂、泥からなる中位、低位段丘相当層が分布しており、紀の川の合流点付近では谷底平野堆積物である砂や泥が分布しているという状況でございます。

気候でございます。圏域の気候につきましては、瀬戸内気候区に属しており、全国の平均気温の15.5℃に対しまして、西側の和歌山につきましては、約16.7℃と多少温暖ではございますが、東側の高野山では約10.9℃と低くなっております。年平均の降

水量につきましても和歌山では約1,300ミリと全国平均と比べて少し少ない、逆に高野山では約1,850ミリということで少し多いということがございます。梅雨時と台風時に雨が多くて、冬はどちらかというと降水量が少ないという傾向を示しております。

歴史、文化、観光でございますが、圏域の上流につきましては、霊場高野山に通じる道沿いに位置しております、高野山と歴史的な関わりが深く、多くの名所、旧跡が残されております。歴史や文化が息づいた地域となっているということがございます。

土地利用の状況でございますが、圏域の全体の約77パーセントが山林で占められておりまして、次に田畑が約17パーセント、宅地については約4パーセントとなっております。

次に貴志川圏域の河川の現状と課題ということで、まずは治水に関してでございますが、過去から貴志川につきましては洪水被害を頻繁に被っている状況で、近年でも平成13年6月豪雨で、床下55戸、床上20戸と被害が発生している、また、記憶にも新しい平成23年9月の台風12号におきましても、床下69戸、床上57戸等、貴志川、真国川などの河川で家屋の浸水被害が発生しているという状況でございます。

また、近年の洪水被害の発生状況を一覧にまとめておりますが、貴志川を含め、各支川でも、近年でも浸水被害が発生しているという状況でございます。

貴志川における治水事業の沿革ということで、これまでの治水事業の状況でございますが、まずは、大正6年の9月洪水を契機に紀の川の改修計画というものが策定されて、国が事業に着手しております。貴志川については昭和25年に貴志川の主要区間が加えられまして、それで築堤等が施工されたのがはじまりということとなっております。その後、昭和28年7月洪水で大きな被害を受けて、その翌年である29年に計画を改定しております。また、昭和40年の4月には河川法改正に伴いまして紀の川が一級河川に指定され、国管理になるということと、それとともに工事实施基本計画というものが策定されて、それに基づいて事業が実施されているということでございます。県の管理区間におきましては、河川改修事業としては、柘榴川、丸田川の一部区間が事業が実施されているということで、柘榴川については昭和43年事業着手、丸田川については昭和49年、平成元年に事業を実施しているという状況でございます。

治水の現状と課題ということで、各河川ごとに現状と課題を見ていきます。まず、貴志川でございます。貴志川につきましては、紀の川本川との合流から6キロの区間につきましては国が直轄管理をしております。この区間については、昭和28年7月洪水に対応で

きる河道の確保がされているという状況でございますが、それより上流の県管理区間につきましては、まだ未改修の区間となっております。平成元年以降も9度にわたり浸水被害が発生しているという状況、また平成23年の台風12号では、非常に大きな家屋浸水被害が発生しているという状況でございます。近年の流下能力不足箇所からの溢水による浸水被害が発生しておりますので、治水安全度の向上が必要であると考えております。

次に柘榴川でございますが、こちらにつきましては、昭和53年に紀の川市、当時、桃山町でございますが、床下浸水5戸の浸水被害が発生しているという状況でございます。また、柘榴川につきましては、直轄区間である貴志川の合流点からの約1キロの区間については国の方で貴志川と一体として工事を施工するというところで、現在国による改修が進められているところでございます。背後地が低く、築堤河川であるということもございまして、旧桃山町の地区に甚大な被害が発生することも想定されます。国が改修を行っている区間と整合を図りながら、治水安全度の向上が必要であるというふうに考えているところでございます。

次に真国川でございます。真国川は、貴志川で最も大きな支川ということでございます。こちら全川にわたり未改修の状況でございますが、平成23年の台風12号の時にも床下浸水13戸、床上20戸ということで、家屋の浸水被害が発生しているという状況でございます。ただ全川にわたり未改修ではございますが、どちらかというとな局所的に被害が発生しているという、どちらかというとな山あいを流れている河川で、局所的に被害が発生しているという状況でございます。こちらについては、上下流のバランスも配慮しながら治水安全度の向上が必要ではないかと考えております。

次に利水の現状と課題でございます。まず現状でございますが、水利用といたしましては、主に農業用水として利用されているという状況でございます。その他、紀美野町が水道用水として利用されているという状況でございます。近年ですと平成13年の7月から8月にかけて諸井堰の下流で瀬切れが発生したという状況でございます。大きな渇水被害というものはあまり報告されていませんが、近年、営農形態の変化だとか現状の水利用の実態を把握して対応していく必要があるのではないかと考えております。また渇水時に、円滑な水利用が図られる調整ということもしっかりとしていく必要があると考えております。

河川の空間利用の現状と課題ということで、まず漁業の観点でございますが、圏域全域ではアユの漁業権が設定されております。また紀の川合流から諸井堰までの間については

モクズガニ、また貴志川の上流の方にあります今西堰から上流ではアマゴの内水面の漁業権が設定されているという状況でございます。

次に空間利用ということでは、圏域内でホタルの生息場所が多いということもございまして、貴志川沿いのきしべの里だとか真国川沿いのホタルの里などの多くの場所でホタルの鑑賞スポットがあるという観点で利用がされているという状況でございます。

続きまして、河川環境の現状と課題ということでして、水質でございますが、貴志川の水質につきましては、環境基準としてA類型として指定がされておまして、グラフで貴志川の観測の状況をお示ししておりますが、概ねこの基準を満足する水質にはなっているのですが、たまにその基準を超過する年もあるという状況でございます。また、支川の柘榴川については、水質の類型指定は行われてはございませんが、概ね貴志川本川と同じような水質の状況でございます。今後も引き続き良好な水質を維持していく必要があると考えております。

続きまして、動植物の生息・生育環境の現状と課題ということで、河床部では、早瀬だとか淵が形成されている箇所がございます。また、砂礫堆や露岩部に植物帯がみられるという状況でございます。鳥類等の餌場や休息場となっている場所もありますし、また、多くの生物の生息、産卵場、採餌場として多様な生息環境を提供しているという状況でございます。植物については、ツルヨシ、ネコヤナギ、あとクズやセイバンモロコシなどが確認されており、また魚類につきましても植生のある水際でスナガニゴイが見られたり、ドジョウだとかアカザ、ウキゴイが確認されているという状況でございます。

鳥類につきましても、水鳥、猛禽類、また水辺を生息地とする鳥が確認されているという状況で、どちらかというところあまり手が加えられていない河川でもございます。現況の良好な生息、生育環境を維持・保全していく必要があるのではないかと考えております。

地域住民との連携の現状と課題でございます。貴志川におきましても河川愛護活動ということで、河川の美化活動とか、水質保全に関する啓発宣伝活動、あとパトロールの実施等地域の方々の積極的な活動が行われているという状況でございます。非常に地域の河川環境に対する関心も高いという状況で、圏域内で平成26年度におきましては6団体による河川愛護活動が行われているという状況でございます。今後も継続的な支援を行っていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、河川整備計画の目標に関する事項でございます。まず計画の対象区間でございますが、対象区間につきましては県が管理する全区間を対象として整備計画を立案し

てまいりたいと考えております。

対象期間でございますが、計画策定から概ね20年間ということで考えております。ただ今回の整備計画につきましては、現状の社会状況、自然状況、河道状況等に基づいて作成しているものでございますので、今後の状況変化や新たな知見、技術等、適宜、必要な見直しがあれば行っていくということで考えております。

続きまして、計画的に河川工事を実施する河川ということで、こちらにつきましては近年、浸水被害が発生している河川、浸水被害が大きな河川ということで、具体的には貴志川や柘榴川を考えております。先ほどもご説明させていただきました真国川につきましては、局所的に被害が発生しているという状況もございます。真国川につきましては、局所的な対策によって被害の軽減を目指していくということで考えているところでございます。

続きまして、洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標ということで、ハード対策の目標といたしまして、まず貴志川でございますが、貴志川における既往最大洪水というものは昭和28年の7月洪水ということになりますが、こちらについては非常に多額の費用と期間を要する、非常に規模が大きくなってしまいますので、その次の規模として近年記憶にも新しい、平成23年9月洪水と同規模の洪水に対して、まずは家屋浸水被害を解消することを目標としてハード対策を行っていきたいと考えております。柘榴川につきましては、既往最大洪水の平成13年6月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とするということで考えております。

また超過洪水対策も含めたソフト対策につきましては、洪水情報の提供だとか水防体制の維持、強化、そういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

貴志川における整備計画の対象流量ということで、先ほど申し上げました平成23年9月洪水と同規模の洪水ということで下流の基準点であります貴志地点で1,500トンの規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じることがないように、河川改修を行ってまいりたいと考えております。また河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標につきましては、渇水時の被害を最小限に抑えるため、円滑な渇水調整と関係者の情報収集や提供を行えるよう、関係機関及び利水者との連携を強化してまいりたいと考えております。

河川環境の整備と保全に関する事項につきましては、水質でございますが、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の改善、保全に努めてま

いりたいと考えております。

動植物の生息、生育環境につきましては、良好な環境の保全、再生及び周辺環境との調和に努めてまいりたいと考えております。

河川利用につきましては河川空間は人と自然がふれあえる貴重な空間であるため、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫や親水施設の整備に努めてまいりたいと考えております。また不法占用やゴミの不法投棄等に対しては適切な処置を行ってまいりたいと考えております。

地域住民との連携につきましても、地域住民にとって豊かで魅力ある河川とするため、河川工事の実施に先立ち調整を行う等、地域住民と連携した川づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、河川の整備の実施に関する事項ということで、まず河川工事の内容ということで、計画的に河川工事を実施する区間、先ほども申し上げました目標を達成するために具体的な整備内容でございます。お示ししておりますのが、貴志川の現在の流下能力が水色の棒グラフになっているものです。そこで赤っぽい色で線が引いております。こちらが、対象の目標流量ということでここに足りない区間というものが流下能力が不足している区間ということになります。非常にたくさんの区間がございますので、効率的、効果的な河川改修を行うために、基本的には背後地が宅地の区間を整備の検討対象としております。具体的に先ほどの流下能力が不足している区間と背後地の状況、背後地が農地なのか宅地なのか、あとは河岸の状況、掘込河道なのか築堤のところなのかというそういったところも含めて整理をした表でございます。このうち流下能力が不足しており、背後地が宅地になっているところにつきまして今回整備の検討対象としておりまして、具体的には一番下の欄の、整備検討区間と書いてあります3つの区間を整備の対象と考えております。まず、下流から3キロ400のところから8キロ400のところでございますが、こちらにつきましては堤防の高さ、あとは断面ともに足りていないという状況でございますので、河道を掘り下げて断面を確保するというのと堤防の整備を実施するというので考えております。上流にいきまして、約10キロ800から12キロ400の区間でございますが、こちら川幅が足りないというところと、堤防の高さが不足しているところがあるということで、河道の掘削と盛土により堤防の高さを確保するというので整備を考えております。貴志川の一番上流の区間になりますが、17キロ200から19キロのところでございますが、堤防の高さが足りないところの築堤と河道の断面の確保ということで掘

削を実施してまいりたいと考えております。先ほどの整備を行うことで現在の流下能力がこういった形で一部の区間の流下能力が確保されて満足するという形にもっていけるということで考えております。

続きまして、柘榴川でございます。こちらでも一部の区間で流下能力が不足している区間があるという状況でございます。流下能力が不足している区間、背後地の状況ということで流下能力が不足している区間が、宅地のところがほぼ全域なので一連の区間を整備の対象として考えております。ここより下流は、現在、国が貴志川と併せて一体的に整備している区間となっております。柘榴川におきましても河道の断面確保と、堤防の高さが足りないところについては築堤による高さの確保、ということで考えているところでございます。同様に柘榴川で先ほどの整備を実施することで足りていない流下能力が確保されていくという状況と考えております。

続きまして、河川の維持の目的、種類及び施工の場所ということで、まず河道の維持でございます。河道内において土砂の堆積、草木等の繁茂によって流下の阻害がないかをしっかりと点検したうえで、治水上問題があると判断した場合には、本支川また上下流のバランスも考慮しながら、河床の掘削や障害物の除去等、流下阻害対策を行うことで、洪水時に河川の疎通能力を十分に発揮できるよう断面の確保の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、河川管理施設の維持管理でございますが、堤防、護岸等の河川管理施設については、所要の機能が発揮されるよう、平常時の巡視・点検とともに、そういったところで施設の損傷、不具合等の確認に努めまして、機能の低下を防止するための修繕を行うとともに、質的低下の防止のための補修等をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

水量、水質の保全、向上におきましては、関係機関との連携のもと、水位や水質の観測データをしっかりと収集して、状況の把握に努めるとともに、流入負荷軽減、発生源対策、また環境保全の意識啓発など関係機関と連携した、水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項ということで、まずは河川情報の提供による水防活動の支援につきまして、整備の途上段階であるとか、施設の能力以上の洪水、そういった場合に備えまして、圏域の自治体、地域住民等と密接な連絡、協力を行いながら、情報の幅広い収集、提供によって、迅速な避難、水防活動を支援し、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

地域や関係機関との連携につきましては、河川と地域との関わりなどに配慮しつつ、治水、利水、環境の目標が早期に達成されるよう、地域住民との調整や関係機関との協議をしっかりと行ってまいりたいと考えております。また情報の共有、地域団体の自主的な活動の支援、そういったものも含めて地域住民等との協働・連携に努めてまいりたいと考えております。

また、圏域の森林が適正に保全されるよう、関係自治体、住民を始めとする多様な主体によって行われている森林保全に向けた取り組み等と連携を図りながら、しっかりと森林の保全にも努めてまいりたいと考えております。以上が今回の素案の内容でございます。

また、今回の素案の立案にあたりまして、事前に貴志川流域を考える会ということで地域住民の方々からいただいたご意見につきましても少しご紹介をさせていただきたいと思っております。

主にいただいた意見としては、具体的な整備箇所に関する内容、こちらにつきましては先ほど申しあげました整備の対象区間として位置づけられているものにつきましては、そういった形で県の考え方を示させていただいております。またどちらかというとソフト対策ということで、浸水想定区域図、貴志川につきましては、現状でいわゆる洪水予報だとか水位情報周知の対象河川になっていないという状況で、まだ浸水想定区域図が作成されていない状況でございます。そういった水防上での河川の指定だとか、そういうことも含めて浸水想定区域図の作成の必要性について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、一部直轄区間に関するご要望をいただいているところもございます。この中では7番だとか8番でございます。こちらにつきましては、これまでも国に申し伝えているところがございますが、引き続き県からも要望してまいりたいと考えております。また、浸水被害の軽減ということも大事だということはわかるけれども、魚が住むきれいな川にするということも考えて欲しいというご意見もいただいております。こちらにつきましてもしっかりと河川環境に配慮しながら整備を進めてまいりたいという考え方を示させていただいております。また土砂の堆積、そういったこともご意見としてございます。こちらにつきましては河道の維持ということも十分必要でございますので、しっかりと現場の状況も確認しながら今後に対応していくという県の考え方を示させていただいたところがございます。少し、急ぎ足になりましたが、以上で説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。それでは、ただ今ご説明のありました素案について委

員の先生方からご意見ご要望、あるいはご質問等を承っていきたいと思います。どこからでも結構ですので、ご質問がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員 11ページの地質図がございませぬ。濃いブルーがございませぬ。これは凡例で言うところになりますか。字が小さくて、老眼なので見えないのだけれど。色との対比がちょっと分からないのですけども。

○県 凡例が抜けていますので、ちょっと確認させていただいて。

○委員 続いて、構いませんか。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 17ページなのですけども、先ほど柘榴川の改修については、平成13年6月洪水があったので、それに基づいてというふうな話になると思うんですが、17ページの柘榴川については昭和53年の被害の値はあるんですが平成13年というのは載ってないと思うのですが。

○県 ちょっと確認はさせていただきますけども、目標のほうで掲げている最大規模の洪水というのは雨だとか、流量で評価した時の最大規模で、13年の時の被害の記録というのは残されていないという状況です。逆に53年の雨だとか流量の細かい記録もないので、現状で今の評価が可能な最大規模の洪水というものが、平成13年の洪水。流量だとか雨量の観点で評価できる最大規模というのがこういう状況になっている。

○委員 平成13年は被害がなかったということではないのですか。

○県 家屋の浸水被害は、資料の17ページで過去の洪水被害の一覧でまとめさせていただいてはございますけれども、柘榴川で、今回こちらは、家屋の浸水被害が発生したものを拾い上げているのですけれども、ここには柘榴川は出てきていないという状況でございます。

○議長 この17ページですね。この表は必ずしも網羅的になっているわけではないのでしょうか。

○県 そうですね。

○議長 貴志川について昭和28年のことが書かれていないですし、例えば昭和50年で打ち切られているみたいですね。

○県 こちらは50年以降の被害の状況を、古いものは水害統計をベースに拾い上げてます。平成13年の時の、柘榴川の近くでいきますと旧桃山町になるのですけれども、その被害としては野田原川による被害というものが上がっておりますが、柘榴川では上がってきていないという状況でございます。

○議長 それでは、資料を確認していただいて補充していただくなり、お願いできますか。

○県 はい、そういたします。

○議長 他いかがでしょう。はいどうぞ。

○委員 今、ちょうど17ページが出てるんで、その17ページを見ると、今回のポイントというのは貴志川と柘榴川についていろいろ対策を練っていくという話が出たんですけども。この17ページを見ると、真国川の平成23年に浸水面積が1.52で、それで床下とか床上、それからあと半壊、全壊とかいう形で被害が結構でているんですね。それでそれをもとに31ページに河川整備計画の目標に関する事項というのがあって、そこには近年浸水被害が発生した河川、それから床上浸水等、浸水被害が大きな河川ということで貴志川と柘榴川がなっていて、そして局所的に浸水被害が発生している真国川については、局所対策により浸水被害の低減を目指すという方針になっているんですね。それで、17ページと31ページが繋がっていくと思うんですけども、今日、たまたま真国川を見学してなかったもので、真国川に関しては、この平成23年の浸水面積は大きいとは言えないけども、小さいとも言えないんですけども、1.52ヘクタール、それで床上も起こっているし、半壊、全壊流失も起きていますよね。そういったことに関しては、どういう対策を練るのかなということを確認したかったんです。真国川に関しては、このあとバランスをとった対策をやると書いてあるんですけども、ちょっと具体的な方法がでないんですね。

○県 真国川につきましては、現状の課題でいきますと21ページになるんですけども。どちらかと言いますと先ほどの貴志川だとか、柘榴川のように一連区間の流下能力が足りなくてというよりは、どちらかというピンポイントで、足りないところがあって、そういう状況でございますので、弱いところを局所的な対策をしていくと。一定の区間、一連区間で対応するというよりは、局所区間で対応するのが現実的ではないかということで、上下流のバランスも含めてちゃんと考慮した上で局所対策を。局所対策ってなんだと言いますと基本的には、低いところの堤防は嵩上げをするし、例えば、ネックになっている部分は拡幅をします。そういったところになります。どちらかという一連区間でというよりはその局所局所でそういった流下能力の向上対策を実施していくということで、こういった記載の仕方をさせていただいているという状況でございます。

○委員 よろしいですか。

○議長 はい。

○委員 21ページをみると、赤い丸が4箇所あるんですね。ということは、現状のところの平成23年に起きたのは、4箇所です。それとも1箇所、例えばこの床下とか床上の13戸、20戸、半壊7戸、全壊流出3戸というのはこのあたりなんです。合計ですか。

○県 今ここでつけておりますこの丸は平成23年の被害の発生区域でございます、この4箇所の合計が先ほどの表に載せてあります浸水の家屋の棟数。合計がこの表の数字でございます。

○委員 合計になりますね。それについて、局所的な対策を練るってことになるんですね。それは言ったように個々によって違うということですね。

○県 はい。

○委員 分かりました。続いてよろしいですか、貴志川についてはかなり広い範囲で対策が練られているんですね。そうすると、例えば、具体的な対策がでてるのは、38ページになるんだと思うんですね。そうすると38ページの模式断面がでてるんですね、これ対策の一連として。これ全部この形でやるわけではないと思うんで。ですよ。そうすると、言いたいことは、川の現況断面よりもピンクまで下げるということですね。掘削すると、ポイントは。それで掘削した土を周辺の盛土としてやっていくということによろしいですか。そういう考え方で。

○県 基本的にはその断面が足りない部分については、河道を掘削して断面を確保するというのと、あとは今、中ほどにハイウォーターレベルが記載されてますが、そこに堤防の高さが足りていないところについては、堤防を嵩上げをするということで、当然、これは代表的な一断面だけを記載しているので、全てがこれとぴったり同じ形になるということではありませんが、基本的には足りない断面を掘削して確保するというのと、堤防の高さが足りないところを嵩上げをするというこの基本的な考え方は同じでございます。

○委員 そうですね。私、言いたいのはもちろん、全部同じ断面になるとは思わないんで、形はいつでもいいんですけども、方式としては、掘削して水位を下げて、それで掘った土砂を盛土することなんですけれども、今日見てきた限りではですね。結構、この断面というところの掘削部に相当するところですね、そこに結構住宅があったと思うんですね。そういう場合にはどのような対策をしていくのかなと気がしたんですね。かなりそういう部分がありましたよね。それで結局区間は長いですから、かなりそういった箇所が出てくるんだと思うんですけども。

○県 基本的には、背後地の状況で例えば掘削によって家屋に影響がある時には当然、補償が発生してまいります。また例えば山を、山の上からずっと削っていくというのは、技術的にも、費用も非常に発生するというので、当然川の兩岸の状況を踏まえたうえで、具体的な断面の詳細については、今後その場所場所に応じてしっかりと設計をしていくこととなりますが、当然家屋に影響するところについては補償したうえで、対応をするという形になると思いますし、そのうえで、できるだけその周辺への影響だとか、費用の低減だとか、そういったことも踏まえて、具体の断面の詳細な設計というものを進めてまいりたいと考えています。

○委員 分かりました。要するに住宅があった場合には、補償しながらやっていかなければしょうがないということですね。

○県 それが一番、費用だとか時間だとか技術的な問題だとか、一番その方が良いということになればそういう形になります。

○委員 要するに今のところは、この模式図でいうところには入ってないけども、実際に住宅があった場合には、そういう検討になるということですね。それで、めくって40ページ。これは今日一番最後に行った現場だと思うんですが、40ページの野中というところですけども、この区間、全域を流量を確保するという計画になっているんですけども、この図でいうと、18.4ですね。18.4から18.6ぐらいのところですね。今日すでに回ったんですけども、この辺はまさに今言った低い土地で、堤防の今言ったところの盛土しなければいけないような、40ページでいうと緑の盛土にしていますよね。そのような箇所が結構あったと思うんですけども、その辺はどういうふうにして。

○県 当然、今後の構造的なところは、詳細は地元との調整というものも必要になってまいりますし、そういうものも踏まえて、補償をするのか、もしくはできるだけその範囲を小さくするための構造的な工夫をするだとかですね、例えば、基本的に堤防は、土で作ることが原則ではございますが、いわゆる特殊堤の形でですね。できるだけ補償の範囲を狭くする工夫をするとかですね。そこは現地の状況を踏まえてできるだけ影響の少ない方法というものを今後も考えていかないといけないと考えております。

○委員 よろしいですか。これでいうところの、次の41ページに、この区間だとこれは1,100ですか、1,100を確保するんであれば、今言ったようにこの部分を盛土したりしないといけないのかなと思ったりするんですけども、例えばあの辺の住宅街ですね、別荘地ですけどもあの辺のところは、ある程度水没してもいいという考え方になるとこ

の流量を確保しなくてもいいということになるんですよね。そういった考え方は出るんですかね、出ないんですかね。もう1, 100っていうのがこれで決まったら、この方法でいくのか、それとも状況に合わせて、今言ったような流量ですね、下げてもいいのかどうかですね。

○県 現状においてはこの流下能力を確保することが必要ではないかということで今回、当然、ご提示をさせていただいております。ただ、今後当然、この現場の状況も、変わってくることはあり得ますし、そんな時には目標として、その家屋の浸水被害を解消するという目標を達成するために、この目標が必要でなくなる可能性は否定はできません。当然、そうなった時には、それに応じた対応をするということになっていくかと思いますが、現状ではこの1, 100トンを確保するというので今回整備計画を立案させていただいているところでございます。

○委員 たぶんこの区間については1, 100というのを設定してやっていると思うんですが、それはまあ、おそらく全体の住宅の補償になると思うんですけども、その標高なんかも考えてやっていると思うんですけども、例えば今言ったように、今日みたいに18.4から18.6というのは非常にこう低い位置にあって、これ絶対に盛土しないといけないところになりますよね。するとこれ完全に盛土しちゃうわけですよね。そうするとこれはなんだか分かんなくなってしまうと、家を補償するのか、盛土をつくるのかとなっちゃって、そういった時に、この区間の考え方ですね。どういう考え方にするか、最初からそういう盛土で、今言ったように別荘地が埋まってしまうのであれば、別にそこを守る必要もなくなってしまうし、その時に、じゃ、どのくらいのこの水量を考えるのか、というのはまた新しく出てくると思うんです。その辺が今後考えながら変えていくのか、それとももう1, 100というのがここで上がったなら、これでいくかどうかということを確認したかったんですけども、今後、変化して変えていくという話になりますかね。

○県 当然、今回ご提示している構造についても現地の状況を踏まえて、必ずこの通りになるというわけではなくて、例えば先ほども申しあげた特殊堤のようなものを考えるだとか、構造面の工夫というものも発生してくるということもございまして、また現地の状況が変われば、それに応じて目標を達成するために必要な手段というものも変わってくるということもございまして。ですので、そこは柔軟に対応してまいりたいと考えています。

○委員 そうすると最初の、貴志川の区間についても今言ったように、必ずしも、同じようなことが起きると思うんです。単に盛土だけをすればいいのではなくて、家が建っ

てて、かなりこの岸辺に建ってるところがありますから、そこに関しては今言ったように、盛土して家がなくなっちゃうところがあれば、そこまで水位、流量を確保すべきかどうかというのが非常に難しくなってくる。ただ非常に広い区間を想定しているから、その区間の流量が必要だという考えかなと思うんですけども、その辺が今後次のステップで、柔軟に対応するという考え方でよろしいですかね。

○県 はい。

○議長 よろしいですかね。他いかがでしょうか、どうぞ。

○委員 23ページの2. 2で河川利用の現状と課題というのがございますけど、1行目に合流点から諸井堰までが、モクズガニが設定されていますけれども、これより上流ではこれについては漁業権は設定されていないということなんですか。

○県 まず圏域全体でアユの漁業権が設定されています。このモクズガニについてはこの諸井堰下流の区間だけが設定されている。

○委員 資料2の16ページなんですけども、(2)動植物の生息・生育環境のところですね。1行目に河川整備に際しては、魚類の降下・遡上のためというふうだけ書いてあって、カニについてはふれられてないんですけれども、その関わりは。つまり、モクズガニは海に下って産卵しますよね。だからその魚類だけでなく甲殻類も含めて、ここが書きかかなと思ったんですけれども、設定されていないということで省いたんでしょうか。

○県 すみません、そこまで明確に除外したつもりではないんですが、「魚類等～」というかたちで。

○委員 続いて構いませんか。

○議長 どうぞ。

○委員 26ページなんですけども。植物について、ツルヨシ、ネコヤナギやクズやセイバンモロコシが確認されているという記載がございます。それで、課題としてですね。現況の良好と書いてありますね。セイバンモロコシってのは外来種科の植物ですね。これをあげといて、現況の良好なって判断するのはちょっと具合悪いので、このセイバンモロコシを削るか、あるいは悪い方をあげていただくのがいいのではと思いました。

○議長 セイバンモロコシというのが外来種。

○委員 外来種ですね。

○県 ここの例示としてあげるものはまたご相談させて頂きながら、対応してまいりたいと思います。また、具体的に資料2でいきますと16ページになりますが、今回動植物の

生息・生育環境のところで外来種につきましても、生息範囲、生息数の拡大抑制に努めるということでそういう形で外来種についても対応させていただくということで記載させていただいています。それに合わせて、おかしくないようにご相談しながら対応したいと思います。

○委員 発言が多くて恐縮なんですけど、構いませんか。

○議長 どうぞ。

○委員 34ページに河川利用というのがございます。本日の視察では、不法占用については、ご案内がなかったんですが、やっぱりこの流域での不法占用というのはだいぶございますでしょうか。

○県 いわゆる、耕作をされたりとかですね、そういったところは貴志川でも一部見受けられるところはございます。

○議長 よろしいでしょうか。さっきの話に戻って恐縮なんですけど、貴志川の18キロあたりの件ですけども、あれはハイウォーターレベル以下に家屋があるということなんでしょうか。

○県 現状ではそういう状況ですね。

○議長 そういうことですね。はい、わかりました。本来のハイウォーターレベルの設定した意味からするとそういうところは、やはり河川として、まあ河川の領域にしていこうということなんですかね。

○県 そうですね。

○議長 そういうことですね。他いかがでしょうか。

○委員 今日川を見た感想なんですけども、水が非常にきれいだったんですけども、やはりそういう洪水の後かなんかでゴミがかなり溜まっていて、特に木材ですね。竹とか、例えば貴志川の頭首工の横に溜まっていたし、それからあと、河川のところとかにも、結構溜まってるんですよ。もちろんそれはその自然由来のゴミもあるし、それからあとビニールとかそんなものが入っているので、それに意見にも、ゴミの不法投棄とかも出てて、大分良くなっているとは思いますが、昔は、柘榴川っていうのは非常に果樹園が多いんですよ。結構、投棄する、捨てる場合があって、ひどい時期もあると思うんですね。それはなかったんで、さすがにそれは良かったんですけども、そのへんのマナーだと思うんですよ。それはやっぱり県ができる話ではないんだと思うんですけども、それで、ここでも各流域自治体と関係機関と連携して指導、啓発ってあるんですけども、

まさにそれがないと当然その国とか県とかだけではできない作業だと思うんですよね。あ
あいったものをどうしたらいいのかなっていう、これはどこでも起きてる問題で、それで
熊野川でも、ものすごいでっかい木材なんかこう、例の洪水の時に流されて、なんか一
生懸命売ってましたよね。なんかないのですかね。

○県 そうですね、特にゴミの話だとかはですね、まずはそういったゴミをできるだけ出
さないでいただきたいということを啓発したりというところをしっかりとやっていくという
ことと、あとは今も、地域の方々と連携しながらですね、地域の方々にゴミ拾いだとかや
っていただいて、活動をしていただいている方々もいらっしゃるんで、そういった活動を
支援していく。河川管理者で例えば、パトロールをしてそれを全てチェックするというこ
とはなかなか難しいので、その地域の方々だとか、そういったご協力も得ながらやってい
くしかないのかなっていうのがあります。やはり、なかなか、全てを河川管理者で逐一目
を光らせてというのは、現実的には難しいので、地域の方々と連携しながらですね。そう
いった地域の方々の活動が盛んに行われているところでもございますので、しっかりとや
っていただくことで引き続き、できるだけ地域に愛される川になっていくようにしっかりと
やっていきたいな、というふうに考えております。

○委員 ちょっといいですか、例えば野上のところのまさに岸边にいっぱい竹とかあった
んですけど、ああいうものは現場で燃やせないんですか。あれ結局ゴミとして出すとえ
らいお金がかかっちゃって、それで今の条例では野焼きっていけないんですか。ダイオキ
シンも出ないと思う。あれ運んだらえらいことに。

○議長 いやあ、それはどこもかもね、ダム貯水池の流木の問題もそうですし、それはみ
なさん頭をいためておられる。ダムの流木も自然に出てくるものが大部分だとおもいま
すし。というのは流れて出てくるのが大部分だと思います。それ以外に人為的、人為起源の
ゴミもありますから、そのへんはもうマナーの向上ということになるんでしょうけれども、
あれだけ水がきれいだということをもっとアピールすれば、きれいなところを汚すという
ことはやはり人間しにくい、汚いところに汚いものを流すのはつい安易にやりがちですけ
れども、そのへんはぜひ流域のみなさん協力されればと思います。本当、久しぶりにきれ
いな川を見た。

○委員 それからちょっといいですか。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 今きれいだという話がでたんですけども、25ページに BOD のデータがござい

ますね。で、多少バラツキがあるんですけども、平成15年から平成26年の10年間全体の点を回帰するとやっぱり2あたりになっていると思うんですね。その原因についてなにか県として把握していることはございますかという点をお聞きしたいのと、支流の野田原川ですけども、結構値が高い。このへんについての原因として考えられるのは県としては把握しているのかどうかというのがあればお返事いただきたい。

○県 現状において年々水質が悪化してきている状況とまでは、それほどまだ認識している状況ではないですね。まだ原因を今ただちに、こういうことが原因でと言える分析を行っている状況ではございません。少し周辺の状況だとか確認してみて、何が言えるのかっていうところは少し調べてみたいと思います。

○委員 どうも15と25からいうと、ほぼ倍になっていますね。全体としてはね。

○県 どちらかというと、すごくきれいな中での値なんですけどね。まだ現状で水質が悪化してきている状況とまではまだ考えてはなかったんですけども、少し、変動の要因が何かあるのかどうかということも含めて調べてみたいと思います。

○委員 逆にきれいなので現状を保てるように、悪化したということではだめなんで。

○議長 他いかがでしょうか。

○委員 少し。

○議長 どうぞ、はい。

○委員 パワーポイントの説明の中でなかったのですが、資料2の6ページ、この資料を見せてもらった時に非常に違和感を覚えたものですから、1. 1. 7の産業のところですね。全体地域の概要の説明ですから、圏域全体を書いてあって、他の項目については例えば人口とかそういうものは圏域の市町村の合計数字として書いてあると。この産業の一番最後の部分ですね。圏域と書くのではなしに、下流域はという書き方で、いちじく、はっさく、桃、柿は全国有数の生産量を誇っているという書き方なんですけど、貴志川の下流域にいちじくはあるんでしょうか。紀の川市は確かに県下のほとんどのいちじくを生産する、面積的にみてもですね、あるんですけど、貴志川筋でいちじくの統計、もちろん紀美野町の方も来られていますが、26年の面積調査、ちょっと県の農林のほうに問い合わせ確認したところ紀美野町には面積ゼロ、海南市は3ヘクタールほどあります。ただしそれは日方川流域のほうに分布してあって、貴志川筋にはほとんどないんじゃないかという、これは確実かどうか分かりませんが、そういう意見でした。確かに紀の川市は77ヘクタールということで県下のほとんどの面積をいちじくが占めているんですけども、貴志川筋

にあるんだろうかということ疑問に思ったものですから、もし出典等ありましたら、教えていただきたいのと。場合によっては私の認識とほぼ現状があっているというのであれば、この表し方を訂正したほうがいいんじゃないかと。県の計画ですから、あまり不確かなものを出すというのはいかがかなと。

○県 確認した上で、必要であれば訂正をさせていただくということで、しっかり確認させていただきたいと思います。

○委員 すいません。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 今資料2の方のご意見がございましたが、今日のお話なかった資料2の方もしてもかまわないんですか。

○県 基本的にはご審議いただく対象が資料2でございまして、これを一個一個全てを全部読み上げるのも大変なので、資料4で説明させていただいたということで、資料2についてご意見いただければ。

○委員 そうしたらですね。13、14ページに生き物についてのことが記載されていますけれども、そこから各意見を述べたいんですけれども。例えばですね、魚類に特定外来種がいますね。底生動物にも特定、生態系被害防止外来種がございましてね。ここは一応タイトルとしては現状と課題ってことなんだけれども、現状は記載されているわけですが、現状はある意味では課題でもあるわけですが、やはり課題に関する記述というものを加えていただいた方がいいのではないかと思います、いかがですか。

○県 ちょっとわかりにくい形になって申し訳なかったかなと思うのですが、動植物の生息・生育環境とあとはですね、ここの現状と課題とですね、次の河川環境保全・整備に関する現状と課題のところですね、動植物についての現状と課題も書かせていただいているという、構成になっております。どちらかというと動植物のいることがどうだとかですね。それ自体が課題というよりは、それを踏まえた環境の保全整備に関して課題を述べたほうがわかりやすいかなと思って、今こういう形で記載させていただいている。

○委員 私もそれは承知しておりますけれども、今おっしゃっていただいた3.3の一番最後ですね、駆除が謳われていて、本来の在来種による環境の保全という文言の意味が読み取れないだけどもこれどういう意味なのかな。

○県 ちょっと、もやっとしてしまったのかな。本来の在来種がしっかりと健全に生息・生育ができる環境の保全という形で考えてはいたんですけれども。

○委員 現実的にはとても無理ですね。地下植物もこれから残って、駆除するなんていうのはたぶん、もうちょっと現実的な実現可能な書きぶりにしたほうがいいのかと思います。

○県 ちょっと表現については、ご相談させていただいて。

○委員 それからもう一つ、今まで申し上げなかった私が悪いんですけども、例えば40、41ページの巨樹、巨木についての資料が、資料3の方にもあります。それから同じ資料3の43から52ページ、貴重種あるいは注目すべき種の一覧があります。ですけどもこの圏域全体で、果たしてどれだけのものがいたかという一覧表はないんですよ。これは今までもそうでしたけれども、それをベースにしての貴重種なので、一覧表分かっているだけでも構わないんですが、あげていただくほうがありがたいなと思っています。それからこれはあつたりなかつたりなんですけど、今回の場合ないんですが、植生図、例えば、以前の日高川の場合には植生図があげてございましたけれども、今回は入っていない。土地利用図は入っているんですけども、土地利用図と植生図というのはセットにしてつけていただいた方がありがたいと思いますけどね。

○県 そうですね。どちらかというところは参考資料ということで対応可能な範囲で今のデータをつけさせていただくということに対応させていただきたいと思います。ちょっとどういう形でというのはご相談させていただければと思います。

○議長 他にないでしょうか。あの色々ご意見をいただきました。ありがとうございます。それで、先ほどお話にありましたように、資料2が我々の成果物ということになりますので、今日の説明にあった資料4のパワーポイントではないということですよ。ですからまあ、説明の都合上資料4を中心に説明をしていただいたんですが、最終的には資料2ということになります。今、色々ご指摘ありました点で今日の素案という点ではまだやはり、先ほどからいろいろありました産業の問題であるとか、あるいは洪水被害の概要とか過去の洪水ですね。そういうのについて、ちょっと補充なり訂正を加えていただきたいと思うところもありますので、とはいえ、ものすごい大幅な変更になるわけではありませんから、今日のご意見を参考にさせていただいて素案に反映して、修正を加えていただいた上でそれを各委員に送っていただいて、それで各委員に見ていただいた資料2の形で送っていただいて、さらに修正を加えていただくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。資料2は全部読むのは確かに大変なところもありますし、できれば修正した箇所が見やすい形で見え消しっていうんですか、ああいう格好にさせていただいて比較対照し

やすいようにしていただけるとありがたいんですが。

○委員 よろしいですか。

○議長 はいどうぞ。

○委員 話が戻ってしまうんですが、資料2でいくのであれば、やはり真国川についてあまり資料に書かれてない。

○議長 それもありますね。

○委員 それで、もうちょっと具体的にどんなことやるかという。

○議長 局所的と言われているのがもう少し言葉だけではなくて、だから局所的なんだと我々も判断できる資料を付け加えていただけるとありがたいですね。

○委員 それと対策もですね。我々は今日見てないんでね。結構、データを見ると床上とかけっこう総戸数が多いんですよ。したがってどういうことをやるかっていうこともやっぱり。これだけ見ってしまうと真国川が出てこないんですよ。資料2の17ページから実際の河川整備に関する事項なんで、ここではもう次のページの18ページで出てくる柘榴川と貴志川の三箇所ですね。それしか出てこないんで、話にはあがってこないんですね。

○議長 文章では一応、資料2の17ページの一番下の3行に書かれてはおるんですけどもね。ただ、我々が見て、それで納得するかという。その辺の資料の補充していただくんかして、先ほどの赤丸があった図がありますけれども、あれの中身をもう少し。

○委員 そうですね、ぜひ入れてほしいなっていうのは。よろしいですかね。

○県 少し、あっさりとした形で書いてあるんですね、例えばこういうイメージだという図等を補充する形で、対応させていただきたいと。

○議長 必ずしも、資料2の本文中でなくてもいいですけども、どこかに資料として追加していただくということで。

○委員 局所的という対応ってのはなんだか、分からないもんね。

それとですね、ずっと、今日回ってきてここだけの問題ではないんですけども、結局今まで遊水池として使われたところが、住宅が建っちゃうとか、今回の別荘地になっているんですよ。そういうことで今回改めてそれを守るために、いろいろ河川整備をしなくてはいけないということになっていると思うんですよ。

○議長 どうなんでしょうね。

○委員 根本的な問題で難しいですけども、

○議長 それを守るためにという言い方が正しいのかどうか。

○委員 それは分かんないですよ。そんなところもあって、たとえば最初の紀の川と貴志川の合流点というところももともと遊水池だったところで、その周辺の堤防の背後なんかも非常に低地でももとは田んぼで遊水池だったところに住宅が建っちゃって。それで規制できないもんだからどんどん建っちゃって。それで最後に回ったところも今は別荘地として使ってるんだろうけども、あんな河岸の、非常に低いところにちょっと考えれば、危なそうなところに建っているんですね。建っている以上は財産守らなきゃいけないという姿勢で言えばそうなるんですけどもね。

○県 非常に難しい問題だと思っています。当然その河川管理者としてどう考えるかという話もございまして、あとはそれぞれの川の成り立ちだとか、人の住まわれ方の変遷だとか、その川ごとに当然歴史もございまして。今後何もなくて川があって、これからどう人を住ませるかという単純な問題ではないんです。というのと、あとは、居住の誘導をどうするかとか、そういった川だけではなかなか対応しきれない問題もある中で、それぞれの川の整備としてどういうふうにするのかというところは非常に難しい問題だと思います。当然、川の整備で対応する方がいいところ、あとは人の住み方を考えるべきところ、いろんな川ごとの特色だとか歴史だとかそういうものを踏まえながらやっていかないといけないところだとは思いますが、なかなかすぐに答えを出すのが難しい問題だというのが、すみません、あまり答えになっていないですけども。

○議長 おっしゃる通りですね。実際河川整備と宅地開発なんかはいたちごっこになってきましたね。ずっと明治以降。明治以降でもっと昔からからもしれませんが。それが非常に目立ってきて、今はもうやはり河川にこれ以上の負担をかけないようにしようと、だから水害に強いまちづくりをしようと。まちづくりの中に、水害対策も位置付けていこうというのがね。理念上そういうことを言っていますけれども、それが実効的にまだ機能しているとは、私は、現在の段階では、まだそこまでは至ってはいないということで、河川管理者は非常に苦労されているというふうに私は思っております。

○委員 特にですね。今日の別荘地なんて、今の計画でいうと盛土しなければいけないところに建っているわけですよ。そうすると完全に今住んでいるところは住んではいけないということですよ。それ非常に、なんなのかなって。要するに、とにかく住んじゃいけないところに住んでいるわけだから。移転してもらわないといけないわけですよ。盛土つくる段階でね。

○議長 ところがそれがね、民間の民地であれば、そういう規制がかけられないですよ。

実際上は、それはいろんな他の手立てがあるにしても基本的には非常に難しいということですね。ですから私はこの流域住民の方がおっしゃっている中で浸水想定図を公表してほしいということですが、それを、実際、河川管理者の方からみるといろいろ制約があるようですけれども、せめて浸水の実績図ぐらいはね、過去にこんな浸水はありましたというのを流域の方々に知っていただくということは非常に大事なことだと思う。ということはそこは水に浸かるかもしれないということを言っているわけで、そういうことをせめて第一歩としてやる必要があるのではないかというふうに思っているんですけれども。河川管理者の方から言わせるとそれもなかなか難しい口ぶりだったので、まあそれは色々実際上難しいことがあるんだろうと思いますけれども、ぼちぼちそういう方向性で進んでいただければと私は思っております。いちごっこもいい加減に。

○委員 そう、だからまさにその通りで、ぜひそれは、浸水被害を示してですね。こういうところだという。

○議長 どこの国にいても、実際はぎりぎりまで人が住んでいますよ。あの外国行っても。本当にぎりぎりのところまで人が住んでいますね。何年に一回ぐらいだったら人が住むのかなと思うくらいです。はい、すみません。

○委員 今、議長が触れられた点なんだけれども、ハザードマップというのはですね。県の考え方としては、作成の必要性について検証はするが、というのが答えになっているんですが、まだそんな段階なんでしょうか。

○県 どちらかというところ控え目に書かせていただいているところではあるんですけれども、要は浸水想定区域図というものが法令で定められているものとして。いわゆる洪水予報、水防法上で定められているものとしてですね、指定している河川についてそういった義務づけが発生してくると。今、そこはその指定がされていない状況、洪水予報河川だとか、住民の方々に水位の上昇をお知らせしなければいけない、河川として指定がされていない状況なんで、その指定からまずやっていかなければいけないということで、すぐに「はい、やります。」と言える状況にないのでそういった形で書かせていただいているんですけれども、しっかりとしたステップを踏んでやっていくことをそういった形で書かせていただいているということです。

○議長 河川管理者に、法を超えたことをやれというのは、それはまた問題がありますので、まあ法律に従ってやらざるをえないと。

○県 ステップを踏んできちんとやっていきたいということで。

○委員 ちょっと失礼してよろしいですか。

○議長 どうぞ、はい。

○委員 ちょっと時代を超えた話で恐縮なんだけど。河川流域がですね、古くから谷が開発されてきているんだと。そういうので12世紀の神野・真国の荘絵図といって京都の神護寺の荘園にこの真国川流域と貴志川流域、そこが入って、その地域の主要部が、真国川と貴志川流域についてはですね。谷の形とか川の形、ところどころ村とか神社とか地名も入っているというそういう絵図があるんですよ。だから非常に早くから谷が開発されてきたんだということで、私も写真を見ないと分からないんだけど、写真をつけて、ある程度分かれば入れると歴史としては面白い。

○委員 ぜひ入れたい、ぜひ参考資料に。

○委員 要するに谷の利用が非常に古くから。

○委員 そうそう。たぶんその頃は低いところ住んでないよ。

○委員 そんなことは判別できませんが、京都の人間でも貴志川流域の環境を理解し、谷の開発を知っていた。一度写真をもって行きますから資料等に入りそうかどうか検討してください。

○委員 いや、入るでしょ。

○委員 いやどの程度鮮明にね。

○委員 原図はないの。

○委員 写真しかないよ。

○委員 いや、京都の国立博物館。

○議長 そしたら、そういう資料、ぜひ事務局のほうで。

○委員 ホームページ出てないの。

○委員 私、写真の本あるよ。

○議長 それで素案ということですが、だいたいタイムスケジュールはどのように考えておられるでしょうか。今年度中ということなんでしょうか。

○県 今日いただいたご意見も含めてですね、少し修正作業が必要だと思いますので、我々としましてはいただいたご意見の修正というのを年度内にやって、次のパブリックコメントというのを年度内から来年度の初めの早いうちに始めるというスケジュールで進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 今日色々ご意見出ましたけれども、そのへんを取り込むということも含めて。

分かりました。ということですので、年度末の忙しい時に、また、この素案のバージョンアップしたものが届くことになろうかと思いますが、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今日は非常に活発なご意見をいただきましてありがとうございました。今日のところはこの素案についての審議はこれで終わりにしたいと思ひます。

○司会 本日は多くのご意見いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして第6回和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○各委員 どうもありがとうございました。

(閉 会)